

清朝の対「苗」政策と「苗」伝統社会のリーダーについて

張 勝 蘭

The Qing Dynasty's Policy for "The Miao" and Their Traditional Social Leader

Shenglan ZHANG

Abstract

The Qing Dynasty enforced the bureaucratization of the native officer (改土歸流) and the Bao-Jia system (保甲制度) in the "Miao regions" (苗疆). However, after the bureaucratization of the native officer (改土歸流), not only did the Qing Dynasty have to depend on the ongoing existence of the Tusi system (土司制度), but also made use of the village leaders to secure the internal support of "the Miao". The leaders of the "the Miao", who were called "headman" (頭人), "rural old" (鄉老), and other names by the Qing Dynasty, appear in many historical materials with "appointing Han officials" (流官) and Tusi (土司). It may be observed that the traditional social organization of "the Miao" came to be intervolved with the political system of Qing Dynasty in a complicated manner. This is an important clue to elucidate how the traditional social organization of the southern ethnic groups such as "the Miao", was changed by the intervention of the state power of the Qing Dynasty. This article considers the records of "the Miao", "headman" (頭人), "rural old" (鄉老) and others among the Qing Dynasty's historical materials and tablet inscriptions, concerning the enforcement of the Tusi system (土司制度), the bureaucratization of the native officer (改土歸流), the Bao-Jia system (保甲制度), and the system of "Miao ruling over Miao" (苗官制), it also reviews how the traditional social leaders were concerned with those policies. Consequently, I study the traditional social leader's position in the Qing Dynasty's policy and the change of their character.

はじめに

清王朝の中国南部少数民族に対する民族政策は、「苗疆」⁽¹⁾地域に重点をおいた⁽²⁾。周知のように、清朝に入ると「苗疆」とされた西南地域において、本格的に大規模な改土歸流⁽³⁾を行い、また保甲制度⁽⁴⁾を実施するなど、当該地域の少数民族に対する直接的な統治を強化してきた。しかし、苗族をはじめとする少数民族らの言語・習俗などは漢人と大いに異なる。これが統治側の直接統治を阻んでいたことはいうまでもない。従って、雍正期の改土歸流政策後も、多くの地域において、流官による統治は増えたものの、従来の土司制度に依存せざるを得ない状況も依然として存在していた⁽⁵⁾。

一方、菊池秀明氏が指摘するように、その中には

少数民族の内面的な支持を得ている村落リーダー——「寨老」に土司の官位を与えた可能性がある例もある⁽⁶⁾。西南地域の少数民族の「寨老」は、清王朝側に「頭人」などと呼ばれ⁽⁷⁾、また改土歸流直後の乾隆年間の『貴州通志』に現在の苗族の一サブグループとされる東苗に関する記述があり、中には「頭人」のみならず、「郷老」という苗族内部のリーダー的存在も見える⁽⁸⁾。実際、これらのリーダー的存在は多くの史料に流官や土司と共に登場している⁽⁹⁾。言い換えれば、清朝政府の直接統治が深く入り込むにつれて、苗族をはじめとする西南少数民族の伝統社会組織も清王朝の政治体制と複雑に絡むようになってきたことが窺える。これが清朝の国家権力の介入により、苗族などの西南少数民族の伝統社会組織が如何に変容したのかを解明する重要な背景だと思わ

れる。しかし、これまで清朝政府の対「苗」政策に関わる史料に現れてきたこのような伝統社会のリーダーに対する通時的な検討は少ない⁽¹⁰⁾。

本論文では、主に清代の史料に基づき、改土帰流・保甲制度・「苗官制」の実施など、西南地域における対「苗」政策の中で、彼らの伝統社会のリーダーが清王朝とどのように関わってきたのかを検討し、清朝の対「苗」政策における「苗」伝統社会のリーダーの役割、性格の変化を考察する。よって、清代の「苗」の伝統社会組織の変容における清朝権力からの影響の一側面を明らかにする⁽¹¹⁾。

一、清朝期「苗」伝統社会のリーダーとは

実際、「苗」伝統社会のリーダーとは何かについて、まず文献史料から整理してみる。実は、明代の文献には「苗」伝統社会の秩序を維持するリーダー的存在が既に登場している。

明・弘治十三年（1500）の『貴州図経新志』巻五・鎮遠府・風俗に「苗の風俗は（争い）事があると行頭に頼って仲裁してもらふ。行頭は弁舌が立ち、是非をはっきりさせる者である。苗の間の仲裁は苗を行頭とする。民人の間の仲裁は民を行頭とする。行頭が仲裁する時、皆な籌（竹のふだ）を用い、記録する。多くて百、二百籌で、少なくとも二、三十籌になる。毎回一籌を挙げ、あることについて云々といい、其の人（原告側）が不服だと置いておく。また一籌を挙げて、あることについて云々といい、其の人が納得すると、それをしまっておく。もし（仲裁を通して）百二百の籌が数十籌まで、二三十籌が數籌まで（減ったら）、仲裁される者（被告側）へ知らせる。（仲裁した）事について、其の人（原告側）が不服をいい、仲裁される者（被告側）がそれを認めると、其の人にその数によって賠償させる。そうでなければ、行頭はまた前と同じように仲裁する…凡そ殺人を仲裁する者を箒頭と謂い、牛や馬を盗むことを仲裁する者を犯瓦と謂う。仮に一□を一瓦とすると、皆な事の軽重を酌量して等級を決める…恐らく苗は殺傷などを起こしやすく、何事も（このように）仲裁すると争いが鎮まる、これが辺地を支配する術である」⁽¹²⁾とある。

このように、明代に「苗」の内部の紛糾を仲裁する「行頭」が登場する。「行頭」は仲裁する際のさまざまな細かい事柄に対して、当事者がそれらを認めるかどうかの数を「籌」（竹のふだ）で記録する。

またトラブルのレベルに応じて、「行頭」の呼び方も違うようである。殺人のような重罪を裁判するのは「箒頭」と呼ばれ、窃盗などを裁判するのは「犯瓦」と呼ばれている。この時期に多くの「苗」は実際まだ明朝の直接管理体制に入っておらず、民事裁判を「行頭」に頼っていただけでなく、殺人のような重大な刑事裁判も「行頭」によって解決していた。彼らは一種の伝統社会のリーダー的存在とも言える⁽¹³⁾。この時期、このような「苗」の内部の紛糾を「行頭」によって解決する形を辺境地を安定させる手段とする王朝側の認識が窺える。

一方、同じ『貴州図経新志』巻七・黎平府・風俗に「争い事があっても訴訟に訴えることを知らない。皆で集まり、犠牲を殺して、年長で皆の信頼を得た者を推挙し（これを郷公という）、（郷公）によって仲直りする。解決できなかつたら、互い復讐し合う。長く続き和解を試みようとすると、また犠牲を殺し、皆で長く議論し、敗者が勝者に家畜などを罰として与える。そして、「酒血」（血を注いだ酒）を飲み、誓いを立てる」⁽¹⁴⁾とあり、黎平府に「郷公」という内部紛糾を仲裁する者が存在することも記載されているが、「行頭」とは少し異なっている。即ち「犠牲」を殺す過程が加えられ、ある種の儀式がともない、選出されるという実態が記載されている。「郷公」による仲裁が一度失敗すると、またその儀式を行い、最終的に解決する場合もあった。「郷公」は宗教的な場においてもリーダー的存在と言えよう。

次に清代の記述を見てみる。清・方輿『平苗紀略』に「宰款合榔というのは苗の習俗である。即ち漢人の血をすすって盟約を結ぶのにあたる。又た合榔といい、亦た詰話という。その盟約を結ぶ場所は、款場という。その発起人を頭人という。頭人の中の頭人を榔頭という。盟約を反故する者には、罰があり、賠榔という。皆な苗語である」⁽¹⁵⁾と記載している。周知のように、雍正期に入り、「苗疆」において改土帰流が大規模に行われ、貴州東南部をはじめとする「苗」の伝統社会組織の一部及びそのリーダーがより詳細に記録された。重大な事があると、「款場」で犠牲を殺し、話し合っって規約や盟約などを結ぶ、いわゆる「合款」が彼らの伝統社会組織であり、それを発起する人のことを「頭人」といい、頭人の中のリーダー的存在を「榔頭」という。村落レベルのリーダーを取りまとめるため、村落を越えた一定

範囲の地域的な組織も存在していた。

雍正十年六月十五日の貴州按察使方顕の奏摺に「新たに開拓した苗疆のように、古くから教化が届かず、法律を知らず、今は降伏し、漸くコントロールできてきたが、まだ安定せず、復讐による殺人などの頑固な悪習がまだ続き、殺人事件の多くは官に通報せず、ひそかに寨老などに仲裁してもらい、牛や馬などで賠償する。或は官に通報しても、名目上官に通報した後、依然として互いに苗例（苗の慣習法）で解決し、死体を埋め、連れ立って阻み、官に調査させない…もしどうしても（地方官が）調査したければ、原告・被告ら往々にして田地や家を捨て、一家を挙げて逃げ隠れるので、案件が未解決のままになってしまう」⁽¹⁶⁾とある。これによると、雍正期の改土帰流が行われて数年経ったが、特に新しく開拓した「苗疆」においては、実際に明代とほぼ変わらず、特に復讐による殺人でも、「寨老」に仲裁してもらい、牛や馬で賠償している。この仲裁に関する記述を見ると、「寨老」が明代の「行頭」や「郷老」と同じ役割を果たしていた村落のリーダー的存在にあたる⁽¹⁷⁾。殺人事件が起きても、官に通報せず寨老に仲裁してもらい、たとえ官吏に通報しても、「苗例」に従って解決する。更に官が調査しようとする、被告側だけでなく、原告側も逃げてしまう。このように雍正年間においても、多くの「苗」にとって、「寨老」が絶大な司法権力を持っていたと思われる。

乾隆三年十月初五日の大学士鄂爾泰の奏摺に「新しく開拓した領域（苗疆）の苗らは従来酋長がなく、急に土司・頭目などを立てると、いざこざを引き起こす恐れがある。しかし分散のまま、束縛されないようにしておくわけにはいかない。調べによると、苗寨には従来頭人と呼ばれる者がいて、彼らはそれぞれの寨の中のやや話が分かり、弁舌が立ち（場合によって漢語も分かる）、強い有力者である。苗らは頭人と呼ばれる。前に大軍で征伐した時、武装蜂起した凶悪な頭人はすべて殲滅され、現在各寨に残してあるのは、まだ分に安んずる者である。しかしそれぞれの村が自ら立てた寨頭（村の頭人・リーダー）であり、（官が）一任したわけではない」⁽¹⁸⁾とある。雍正年間の改土帰流を経て、清朝政府の直接支配が貴州東南部の「苗疆」に入り込んだ。この地域はいわゆる「生苗区」⁽¹⁹⁾で、土司は殆どいなく、また常設の絶対的な権力を握る酋長もいなかった。

清朝政府はこのような「苗」を統治するために、すぐに土司や頭目⁽²⁰⁾を立てるのではなく、もともとその村落の内部にいるリーダー的存在を利用すべきと考えた。そして、「苗」の村落にいるやや賢くて弁舌が立ち（場合によって漢語も分かる）強い有力者が当時の官の目に留まった。時には勇ましさが強調される点においては、また司法権力を握る仲裁役とは少し異なるリーダー像とも言える。

以上のように史料に登場する「行頭」・「郷老」・「頭人」・「榔頭」（款頭）・「寨老」・「寨頭」などの「苗」伝統社会のリーダーを見てきた。時には絶大な司法権力を握る者であり、時には宗教的な空間にも関わる存在であり、時には有事の際にその伝統社会運営の取りまとめ役である。このようにそれぞれの場面で相異なる役割を果たすリーダー的存在があることを明朝から清朝にかけての統治者側は認識していたようである。

実際、「苗」の伝統社会において、彼らは互いにどのような関係を持ち、どのように内部社会秩序を支えてきたのか？苗族らは文字を持たないため、明清における彼ら自身による記録がないが、現在のフィールド調査に基づき、主に苗族を中心とする西南少数民族の伝統社会組織、そしてそのリーダー的存在に関して、多くの先行研究がある。現在最も一般的に受け入れられているのは李廷貴の苗族伝統社会組織の「三大支柱」論で、つまり、「鼓社」（法を執行）、「議榔」（法を制定）、「理老」（法に基づく裁判）である⁽²¹⁾。

苗族の集落は父系制の宗族が一つ或はいくつかの寨からなる。また同族であれば、「鼓」と呼ばれる同族の祖先の象徴を何年間（地域によって、十二年或は十三年が多いが、三年や毎年行う場合もある）に一回祭り、それによって所謂一つの「鼓社」（鼓藏）という地域社会が構成される。実際、地域によってその形式が少しずつ変わってきているが、現在苗族の三大方言集団⁽²²⁾の中の中部方言の苗族がこの「鼓社」の形式をよく保っている。

「鼓社」（鼓藏）を司るのは「頭人」である（鼓藏頭ともいう）。「鼓社」のような大規模の祭祀を司る際にはよく規約を制定する。これを議榔といい（「鼓社」祭祀以外にも行う）、その時に鼓藏頭が榔頭となることもある。時々同族内部の紛糾（主に古いしきたりに関する揉め事）を仲裁する役割も果たす。それ以外に狩猟や田植えなどの生業を管理する「活

路頭」またそれに似たような指導者もいる²³⁾。「理老」は主に苗族内部において、規約で裁きをつける人であり、一般的に個々の村落レベルで選ばれるが、「頭人」(鼓藏頭)と同一人物である可能性もある。しかし、これらのリーダーは行政的な権威を持たないからこそ、上述のように厳密な肩書がなく、兼任であることも多いと思われる。

以上、文献史料及び先行研究の整理を通して見てみると、清代の文献に登場した「苗」の「頭人」や「郷老」などは、恐らく「鼓藏頭」・「榔頭」・「理老」・「活路頭」のような宗教の空間、法の空間、生産生活の空間に関わるさまざまなレベルのある意味で流動的なリーダーだったと思われる。そして、清朝政府は時期によって統治の需要に応じて、それらのリーダーに注目し、利用していたと思われる。そのため、文献史料に時には年配で古いしきたりをよく知る者であり、時には比較的若く強い有力者であるなど様々な表記が見られるのである。

清朝政府が各時期に実施した政策がこれらのリーダーとどのようにかかわっていたのかを検討してみる。以下は年代順に史料を整理して検討する。

二、清初期—康熙年間まで

順治元年(1644)の入関から順治十五年(1658)まで建国して間もない間に、清王朝は政権を強化するために、主に南明の残存勢力と張獻忠蜂起軍の残部を殲滅するのに力を注いだ。この時期、西南地域はほぼ棚上げにされた。その後、康熙二十年(1681)までに「三藩の乱」を平定すると、徐々に西南地域に目を向ける余裕が出てきたが、雍正元年(1723)の大規模な改土帰流まで、帰服してきた土司をほぼそのまま世襲させた²⁴⁾。順治年間から康熙年間後半まで、「苗疆」に対して、まだ羈縻政策を実施していたとも言える。「苗」内部の状況をあまり把握できていないこの時期において、その伝統社会のリーダーらに対しても、当然ながら接することも少なかったが、康熙年間初期と後期の二つの史料から、当時の政策の動きと「苗」伝統社会のリーダーとの関わりが知られる。

康熙四年の貴州総督楊茂勛の上疏に「貴州という省は山々の中にある。苗蛮は洞窟に居住し、言語が通じず、道理も正義も知らず…内地(の庶民)と異なる手段で彼らを統治せざるを得ない。一味を糾合して窃盗や殺人などを働き、内地を侵す者がいる

と、当然出兵して徹底的に討伐する。それ以外の苗蛮が山の奥で互い復讐し合っても、内地を侵さなければ、旧例に従い、そこを管理する頭目に理非曲直を仲裁させ、命で償うか牛やヤギで罪を償うか、処罰して(苗ら)を納得させて、(それぞれの管轄の衙門に)報告して記録を残すように命じるだけでよいようにする」²⁵⁾とある。

このように、康熙初期の「苗」の統治に関しては、「苗疆」以外の内地を侵した場合は討伐するが、その内部における様々な争い事(おそらく殺人も含む)は、これまで通り、「苗旧例」(苗の慣習法)に従い、「頭目」の仲裁によって解決してから、衙門に報告させる方針であった。これがその後の清朝の「苗」に対する法律を制定する基礎となった²⁶⁾。

前述のように「苗疆」には土司の存在しない地域も多く、この「頭目」はこれまで見てきた史料の中の仲裁役を担う「苗」の内部リーダーも含まれていたと思われる。実は康熙四年(1665)五月に、貴州で最も影響力のあった大土司水西安氏の乱を平定し、「苗疆」への統治が確実に進んでいたため、「頭目」が仲裁して争い事を解決した後、衙門へ報告しなければならない状況が生まれた。これは「苗」伝統社会のリーダーが清代の対「苗」政策において、特に最初の段階では内部社会の治安を維持する司法権力者として清朝に関わり始めたことを示している。

また、康熙四十二年の貴州偏沅撫都院趙申喬の上諭に「生苗は頭目による厳重な取り締まりがなく、また鎮草地方(現在湖南省鳳凰県一帯)に文官を設置したことがない…本都院は我が民が汝に害されるにも忍びない、また汝苗が教化を受けないこと(のせい)で討伐されるにも忍びない…もし本心から教化を受けなければ、永遠に帰服し髪を剃って(飾りの)環を取り、戸籍を作り、過去の例に従い、地畝と丁口の税を適宜に納めよ。早速各寨に頭目を選出し、半月を期限に当該道の張參議のところに集まるように伝達せよ」²⁷⁾とある。

康熙中後期、「三藩の乱」が平定され、政情も安定すると、西南地域が西部辺境の国防にとって重要になってきた²⁸⁾。「苗疆」に対する管理も本格的に行おうとする動きが見られ、この上奏文により、当時二大生苗地区²⁹⁾の一つである湖南西部及び貴州の東部の紅苗区の招撫が検討された。実はこの地域に対しては、嘗て康熙八年(1669)、二十四年(1685)に二回に亘って討伐を行った。その後の三十九年

(1700)に鎮箠をこの「生苗区」を管轄する軍事的政治的中心とし、四十二年(1703)に更に大規模な討伐を経て、正式に地方行政管理体制を設置した³⁰⁾。しかし、「生苗」を管理できるような土司はいなく、(中央からの)文官もいなかった。清朝政府はそれぞれの村落で苗らに頭目を選出させ、役人の所に集めるという統治方式を採った。このように「苗」らに選出させた頭目は元々「苗」らの信頼を得ている伝統社会のリーダーであった可能性が高いと思われる。国家権力の介入により、彼らの一部が清朝の官吏体制に組み込まれるようになっていったと言えよう。

また司法面においても、康熙後期になると変化が見られた。康熙四十四年(1705)に「伏草捉人」(道の両側の茂みに伏せて強盗を働く)などの重罪に対して、初期のように牛などで罪を償うことを禁止するようになり、清朝の法律で裁くこととなった³¹⁾。清王朝の統治が入り込むにつれて、仲裁役を担うリーダーは彼らの伝統社会における伝統的司法権力も削減されていたことが分かる。

三、清中期—雍正・乾隆年間

土司を廃止し、中央が派遣する流官を設置するいわゆる改土帰流がピークに達したのは雍正期である。武力による改土帰流の契機となったのは雍正初年における貴州定番・広順地域の「仲家苗」の誘拐・略奪・人身売買との関わりなどの問題であった³²⁾。雍正二年(1724)「仲家苗」の集住地の一つであった長寨一帯に対して大規模な軍事動員が行われ、その結果雍正四年(1726)に長寨庁が設置された。その後貴州の更なる「苗」の奥地である東南部の「苗」らを招撫しながらも、武力による討伐が次々と行われた。前述のようにこの地域は二大「生苗区」の一つで、「黒苗区」である。乾隆十一年(1746)湖広総督兼貴州巡撫の張広泗がこの貴州の「苗疆」を平定し、「新疆六庁」³³⁾が設置され、改土帰流が武力によって強行された時期とも言える。この時期に「苗疆」の伝統社会のリーダーらはどのように記載されているのかを検討する。

雍正期の改土帰流を担った雲貴総督鄂爾泰を補佐した貴州按察使の方顕は、自身が書いた『平苗紀略』の中で、「苗」の頭人について、以下のように記載している。「雍正六年三月顕自ら通弁及び仕事関係者らと山を登り、峰を越え、梁上(寨)から入り、

途中皇帝の仁徳を広く宣伝した…招撫された者は十六寨…そこで各寨の頭人に期日を定め、集まって宰^{さい}款合榔^{かんごうろう}させた…四月…招撫された者は八寨、梁上(寨)のように合榔^{ごうろう}させた。そして北岸の苗は悉く平定された。各寨に保甲制を導入し、租税を納付するように命じた。苗らは絶対服従する、と言った。これは清江北岸各寨を招撫した状況である」³⁴⁾とあるように、新たに開拓した貴州東南部において、「苗」の伝統的な「合款」(議榔)を利用して、まず内部のリーダーである「頭人」や「榔頭」を招撫できるようになった。康熙四十七年(1708)に既に推し進められていた保甲制度が改土帰流を機に、内部リーダー層を通じて、「苗」に対して着実に実施されるようになってきたことが分かる。

一方、乾隆三年十月初五日の鄂爾泰の奏摺に「調べによると、内地の民において保甲を設置し、毎郷毎里全部に郷保・牌頭がいる。今苗疆は全部内地のように保甲門牌を設置することができないが、各寨から善良で法律を遵守する者を選び、その名前を皆で公同選挙させて官に報告する。寨の大小を酌量し、一寨に一二人、或は二三人、寨頭として任命し、登録して記録する。それぞれの寨に分散している苗はその寨頭の拘束を受ける。悪事をしてはいけない、強盗や復讐による殺人を働いてはいけない、軍用の武器を私造してはいけない、盗賊を引き入れてはいけない。その寨頭がもし真面目に稽查でき、その地を平和に保てれば、所属する庁員は審査してから褒賞し、励ます。もし前述のような不正があれば、その寨頭がひそかに庁員に通報し、厳しく取り調べて処分することを許可する。もしぐるになって隠したら、すぐに(その寨頭を)一緒に処罰し罷免し、別の者を任命する。特別に任命することで苗人は敢えて問題を引き起こすことができないだろう」³⁵⁾とある。

雍正年間に「苗疆」では、積極的に保甲制度を押し広めようとした。しかし、戸口調査が難しい苗疆において、内地のように実施するのは困難であった。そのため、それに似たような「注冊立案」(官側で登録・記録する)の頭人を利用するようになった。即ち元々完全に「苗」の内部で選出されていた「頭人」が、清朝政府と契約を結んで、事実上保甲制度に組み込まれるようになり、「官」のような性格を持つようになってきた。しかし、乾隆初期には、上述の政策がまだ実施されて間もないため、このよ

うな「官」の性格を持つ「頭人」や「郷老」がそれほど多くなかったと思われる。「苗」の多くはまだ自ら選んだ「頭人」や「郷老」に従い、伝統的な祭祀や、内部の様々な問題の解決を行っていた可能性が高い。

また雍正六年（1728）から「苗」などの非漢人に対して、刀を携帯すること（乾隆三十一年（1766）修正）、禁制品を隠匿することも清朝の法律で禁ずるようになった³⁶。そして、「頭目」などのリーダーはきちんと監督管理しなければ処罰される。このように、清初期では殺人案件も内部で処理して、衙門に報告するだけだったが、清朝中期に入ると、武器・禁制品の管理、窃盗などの刑事案件も頭人などに責任が負わされるようになった。司法の面においても、ますます頭人が官側の管理体制に組み込まれていった傾向が窺える。一方、雍正期の急激な「内地」化政策と苛酷な徴収により、雍正十三年（1735）から乾隆元年（1736）にかけて雍乾蜂起が起きた。これを平定後、乾隆帝が「苗らの一切の互いの争い事は全て、苗例に従い処理し、必ずしも官の法律で拘束されなくてもよい」³⁷と諭した。このように逆に「苗」の習慣法が更に重要視されるようになった³⁸。従って、この時期、実際重罪を除き法律の面において、理老のような伝統社会のリーダーが依然として重要な役割を果たしていたのではないかとと思われる。

そこで、清中後期に入ってから「官」に選ばれた「苗」のリーダーらが、どの程度「官」と連携して「苗」を管理していたのかを見てみる。

四、清中後期—嘉慶・道光年間から

改土帰流数十年を経て、特に国力が盛んな乾隆期を経て、乾隆五十七年（1792）に清朝の人口が3億1千万以上に達し、約50年の間人口が2倍以上増えた。増えた人口は「苗疆」にも押し寄せた³⁹。その結果、田地問題を巡って、「苗」と漢人や役人との間の対立が激化し、特に前述した「紅苗区」である松桃・永綏・鳳凰・乾州が最も深刻であり、やがて乾嘉蜂起が起きた⁴⁰。およそ乾隆五十九年（1794）から嘉慶元年（1796）までの蜂起が鎮圧された後、もう一つの「苗を以って苗を制す」—「苗官制」が登場した。嘉慶元年（1796）に乾嘉蜂起を鎮圧した重要な人物である四川総督和琳が『苗疆緊要善後章程六条』を上奏し、湖南及びそれに隣接

する貴州銅仁あたりで「苗官制」の実施に取り掛かった⁴¹。その後、実際貴州のほかの一部の地域にも実施するようになった。

嘉慶三年の雲貴総督鄂輝・貴州巡撫馮光熊の上疏に「斟酌して苗弁を設置し各寨を取り締まらう。調べによると、興義・安順一带は苗寨がかなり多く、大小入り混じっている。今既に土舎・亭長の責任者らを厳しく取り除いたため、不都合なことに、なんと（苗らを）稽查拘束する人はいない。もし漢人に郷約・保正を担当させたら、日が経つにつれ弊害が生じる恐れがある…狎苗は凶暴頑迷で殺戮された者は多いが、降伏して身命をささげる者も少なくない。中には皇帝の命令を受け、翎頂を与えられた人は、元々其の寨のものがよく分かる頭目で、従来より苗らを抑えることができる…臣らは丹念に協議し、現在土目・亭長を廃止したことで、各寨には湖南三庁・貴州銅仁に苗官を設置した例を参照に、苗守備・千総・外委の各官を酌量して設置し区分を定めて管理させるべきである…苗弁は翎頂を得て服従した苗・降伏した苗から公正かつ慎重に選ぶ。もし足りなければ、また以前力を貸してくれた降伏した苗から適宜選び補充する。欠員になっても、その子弟の世襲を禁じる。基本的に苗の信頼を得ているものか功績のある者をきちんと調べて、彼らによって補充する。その管轄の文武官員が随時検査する」⁴²とある。

清王朝が土司権限の削減を目指した結果として、漢人の移住が多くなった⁴³。この上奏文のように、貴州の興義・安順一带も土司が減少し、清朝政府の代わりに「苗」らを管理する存在がいなくなってしまう。しかし、乾嘉蜂起の例のように移住してきた漢人と「苗」らの間に対立が生じやすくなり、漢人を郷約・保正にして苗らを管理すると弊害が生じる恐れが出てきた。また土司のいない僻地の苗を統治するには、流官にも頼れず、やはりその内部から選んだリーダー的存在に頼るしかなかった。一方、乾嘉蜂起の背景には、発起人である松桃の石柳鄧、永綏の石保三、乾州の呉八月、鳳凰の呉半月らが「逐客民、復故地」（客民を駆逐し、故地を取り戻す）、「苗子要做官」（苗は官になりたい）などのスローガンを掲げていた。このような状況の中で、絶えず苗を支配する手段を模索していた清朝政府が特に湖南省と貴州省の一部において「苗官制」を採ったのである⁴⁴。

この上疏文に見える「苗弁」がいわゆる「苗官」で、つまり「苗疆」の土弁で、一種の規定上世襲ができない土司である⁴⁵⁾。「苗官」に選ばれる条件としては、帰順した事理に通ずる（漢語の分かる）各寨の頭目で、且つ功績があるまたは「苗」の信頼を得ているものである。「苗」の内部において、一定の影響力をを持った伝統社会のリーダー層の中から、官側に服従した者が選出され、「苗官」という官側に立ち、強い官の性格を持つ新たなリーダー層が誕生したとも言えよう。では、このような「苗官」は元々の伝統社会のリーダーの代わりになったのだろうか。

嘉慶八年十月十八日の貴州巡撫福慶の奏摺に「興義府に属す花草苗寨の苗外委韋応洪が病死する前に、興義府の調べにより、苗らが心から服従し、代わりにできる人がいないことは明らかである。この寨には現在頭人・郷約があり、十分に管理できる。元々設置されていた苗外委を整理淘汰することを求める請願は、(布政使?) 司により報告され、すでに(兵?) 部の覆文を受け、上奏のうえ処理せよ、とあった。臣は伏して察しますに、興義府の各寨の苗人は現在皆教化され落ち着いている。花草寨には頭人・郷約がいて充分弾圧管理でき、且つ城から遠くない、(興義) 府はまた近くで稽査できる」⁴⁶⁾とある。

清朝政府が認めた「苗官」は、「官」と「苗」をつなぐ役であり、戸口調査、租税徴収、屯田管理、紛糾仲裁などさまざまな権限を持ち、既に伝統社会リーダーではなくなった。「苗官制」は一部の「苗」伝統社会のリーダーを「官」にした。彼らの多くは一般の「苗」らを搾取するようになり、また中には科挙などを通じて特殊な階層となったものも少なくなかった⁴⁷⁾。そして、実際「苗官」が金銭で官職を手に入れるようになり、事実上世襲となった場合も多い⁴⁸⁾。段々と変質してゆく「苗官」との間に、「苗」の信頼を得ている「頭人」は更につなぎ役として、「苗」の内部管理において、役割を果たしていたと思われる。この上奏文に記載されたように、頭人は依然として存在し、そのため逆に「頭人」が「苗官」にとってかわるような例も見える。実際、道光二年の貴州布政使糜奇瑜の體察苗疆情形見將應辦事宜酌立條款にも、この嘉慶八年の「苗官」の削減について言及したうえで、「苗」を煩わせる「苗弁」や「通弁」などを整理淘汰すべきことを上奏している⁴⁹⁾。

道光年間において、「苗疆」において田地問題を巡る「苗」と客民の関係について、中央政府は客民の新たな移住や田地の購入を禁止するなど、一種の「苗」・漢接触制限策で紛争を抑止しようと試みた⁵⁰⁾。ここでその背景にある漢・「苗」の接触、田地の問題における「苗」伝統社会のリーダーらの状況を考察してみる。

道光三年七月十二日の雲貴総督明山の上疏に「雲南省の開化広南地方において、外来の民人がすでに客長によって稽査され、保甲に編入された…その安平居住の沿辺に散居する苗民は、それぞれ頭人を設け、苗民を各々別に戸籍に登録して取り締まり、かつ付近の郷約に注意して調べさせる」⁵¹⁾とある。

道光初期、雲南省の広南府（現在の文山一帯）では、多くの民人が流入してきた。民と「苗」の間の摩擦を少なくするように、保甲制を更に強化させていた。この上奏文のように「頭人」のみならず、一層厳しく「郷約」を加えて「苗」の管理をさせた。ただ、清代の郷約は正式に地方行政政策の一環に組み込まれ、治安維持・戸口調査の保甲と分離され、聖諭の講解により民を教化する存在である⁵²⁾。また、佐伯富によれば、郷約は自然発生的衆落を基盤にしているもので、そこにいる人たちの自然的要求から発生した自治的性格が強いものであった⁵³⁾。「苗」・漢接触制限策の下で、ほぼ漢人なる郷約は「苗」の居住地で、その伝統社会のリーダーの中から選ばれるようになったことを推測するのに難しい⁵⁴⁾。このように、彼らは地方行政管理の末端に統合されていくこともあると思われる。

しかし、一方、道光三年十月二十九日の貴州巡撫程国仁の奏摺に「下江一帯の生苗の各寨に皆な頭人がいる、今まで自分で継ぎ充て、決して官には報告しなかった…苗らに皆で誠実なものを公選させ、官から腰牌（腰に下げる鑑札）を与え、（頭人に）あてて…生苗の口論など些末なことは従来の習俗に従って、その頭人に処理してもらう以外に、殺人、盗、鬪殴、及び婚姻・田地に関する争い事があったら、みな頭人に生苗を帯同させ、官に告訴させる」⁵⁵⁾とある。

これは道光年間に発生した「紅苗」が貴州下江一帯の「生苗（黒苗）」の地に入り、土地の紛糾が起きた事件である。「苗」は「頭人」を自ら選び、またその交代を決め、官には報告しないと記述されている。つまり、少なくとも道光年間初期まで「頭人」

と官の連携はまだそれほど強くないところがあった。しかし、この事件後、官による任命はもちろん、重大な刑事責任に問われる紛糾に関して、「頭人」は「苗」と官の間に立ち、補佐人的な役割を果たすように強化させられた。

道光十四年の雲貴総督阮元・荊宜施道裕泰の上疏に「客戸が続けて苗寨に流民を引き込む場合、厳しく取り調べて処分すべきである。定例を調べたところ、苗裔の地域に民人が勝手に入り込んで、搾取し、不法占拠してはいけない。立法は最も厳密である…どうして流民が混入し、付き添ってひそかに客戸を増やさせることができようか、苗人の暮らしを益々窮地に陥れたら、(責任を持って)地方官が土弁・郷約・頭人を監督引率し、注意して稽查し、布告を貼りだして諭告させる…続けて苗の(田地)財産を売買し質に入れさせてはいけない。土弁・頭人などに究明させよ」⁵⁶⁾とある。

前述のように、道光年間において、「苗」の地域の流民の流入とそれに伴う田地の紛糾の解決は、最も清朝政府の神経をとがらせた問題であった。「苗疆」の安定に関わる重大な流民問題と田地問題において、「頭人」は官・土司と連携して、関わるようになってきた傾向が窺える。つまり、「苗」の「頭人」が清朝政府の「苗疆」を統治する重要な政策の実施において、その役割を果たすようになりつつあった可能性が高いと思われる。

更に、清中後期の政府の管理体制において、土司の代わりになった頭人に関する記載もある。道光二十五年十一月初一日立『清江府示碑』に「烏連・九連・羊条・斬崗四つの寨の頭人引勒用などが共に報告したことによれば、代辦土千総王中興が(租税としての)糧食の支払いを滞らせ、兵役を遅らせてその地に累が及んだ。かつ彼らが納めた兵糧を勝手に受け取って流用した。また再び徴収し代わりに賠償してかなり累を被らせた。(清江)府の管理に属すなどを請願する状況を報告してきた…そのため、頭人・散戸は以下の通り実行されたし：今後汝らの各寨・村落は府の管理に属す。土弁が名目を立てて(租税などを)割り当てて煩わしてはならない。毎年全ての夫・糧(徭役や租税などの規定)を必ず自ら役所まで申し上げて受け取れ…其の寨の中に付属して居住する苗・漢は、納めるべき租税や服すべき労役など、必ず頭人に処理してもらえ。少しでも様子見をしてはいけない、もしも遅れたら、必ずた

だちに寨から追い出す」⁵⁷⁾とある。

この碑文は土千総王中興が租税や兵役を滞らせて、「苗」らに累が及んだだけでなく、(皆が)納めた租税等を使い込んでしまい、再び徴取することがあったため、「頭人」が土弁の代わりに、その責務を果たすと記している。清朝後期に入ると、存続が認められていた土司の下位にある土目・土弁まで実権を失い、代わりに頭人の政治的地位が高まっていたこともある。

そして、『(光緒)湖南通志』巻八五・武備志八・苗防五に「道光二十七年十一月乾州の款苗(「議榔」を行う「苗」)の石観保等は永綏鳳凰の苗らを款に入るように煽ぎ、グルになってトラブルを起こした。はじめは乾州府に属す洞上などの処の苗人は苗官が臆病で無能のため、犠牲を殺し大勢を集めて、禁令規約を立てることを議し、これを夥款という。強者を款頭として選出し、苗官と対抗しようとした」⁵⁸⁾とあるように、「官」になった「苗官」が「苗」と対立し、「苗」の利益を守れない「無能」な存在となった。「苗」はまたその伝統社会組織である「議榔」(夥款)に頼るようになったこともある。貴州清水江の林業契約文書にもこのような「夥款」の記述があり、特に清朝後期に入り、盛んに取り結ぶようになった⁵⁹⁾。道光後期以降においても、清朝政府の「頭人」などのリーダー層を利用し、「苗」らを支配しようとする方針は変わりがなかったが、後の苗民による咸同蜂起への展開が示すように、そうした動きは失敗に帰したと武内氏は指摘する⁶⁰⁾。

終わりに

「苗」伝統社会のリーダーは宗教信仰の空間、日常生活の空間に交錯的に複数存在してきた。清王朝はこれらの内部のリーダーに対して、厳密に区分し利用したわけではなく、その時の状況に応じて、リードできる者を選出した。

清代初期、「苗」伝統社会のリーダーの一部は清代の対「苗」政策において、最初の段階では内部社会の治安を維持する司法権力者として関わり始め、徐々に官吏体制に組み込まれ、その伝統的司法権力も削減されていた。

清代中期、「苗」伝統社会のリーダーの中に村落を取りまとめ、清朝政府と「苗」の接点にあって、役割を果たし始めていた者が現れた。特に改土帰流後、清朝政府が保甲制度を導入したことによって、

「頭人」などの選出が官の承認が必要になってきた所が多くなり、その性格は少しずつ変わっていった。一方、慣習法が重要視され、理老のようなリーダー的存在が依然として重要な役割を果たしていた。

清代中後期、「苗官制」の導入によって、「苗」伝統社会のリーダーが名目上世襲のない土司に転身する者も多かった。特に道光後期から「頭人」などは徐々に、「苗」の統治に関する重要な政策の実施と関わるようになり、土弁の代わりとなる場合もあり、「官」的な性格が一層強まっていった。しかし、清後期の抑圧と収奪に抗するため、「合款」が盛んになり、しばしば蜂起と結びつけていた。

このように、清朝権力の介入により、段階的に一部の伝統社会のリーダーが「官」の性格を持つようになったが、伝統の価値観を保っている一部のリーダーも依然として存在していた。この変化は苗族の伝統社会組織の変容を読み取る重要な一側面である。つまり、清朝の政治体制内のエリート層と伝統社会内部のエリート層の存在が、中華文明という文脈における「苗」というアイデンティティの形成とそれぞれの地域的なアイデンティティ形成に大きな影響を与えたと思われる。従って、現在でも鮮明に反映されているサブグループのアイデンティティの形成は、各地域において具体的に絡んでいた土司の統治などを検討すべきである。特に清後期の咸同蜂起の前後において、清朝のリーダー層を利用する方針が変わらなかったが、伝統社会組織である「合款」は大規模な抵抗組織と化していた。「苗」らのリーダー層はどのようにになっていたのか、地域ごとに具体的に検討する必要がある。また次の課題としたい。

注

- (1) 『清世宗実録』卷一四七に「雲・貴・川・廣等省苗疆地方」とあるように、広義的な「苗疆」は中国西南の少数民族の居住地域である。また狭義的な「苗疆」は貴州の東南部の苗族聚居地である。清代は、現在の苗族だけでなく、「苗疆」に居住するブイ族・ドン族・ヤオ族・チワン族などの少数民族に対しても、「苗」と呼んでいた。本論文では、このような「苗疆」に対する政策を、対「苗」政策と表記する。現在の苗族を中心に、主に貴州を含む広義の「苗」を検討対象とする。
- (2) 徐曉光『中国少数民族法制史』貴州民族出版社、2002年、319頁。
- (3) 改土帰流とは土司・土官を改めて流官（中央政府任命の地方官）にする意味で、つまり、中国の西南地方に住む諸少数民族に対する中国化政策である。

- (4) 保甲制度は戸口を確認し、10戸を1牌、10牌を1甲、10甲を1保とする民間の自御・相互監視の制度である。
- (5) 武内房司「西南少数民族—土司制度とその崩壊過程をめぐって」『明清時代史の基本問題』汲古書院、1997年。
- (6) 菊池秀明「明清期、広西チワン族土官の「漢化」と科挙」『中国—社会と文化—』9号、1994年。
- (7) 塚田誠之「壮族の「寨老」と地域社会—広西北部龍勝県の事例を中心に—」『アジア遊学』(9) 1999年。同じ意味で、頭目・苗頭・寨頭などの呼び方もある。
- (8) 『貴州通志』(乾隆)卷七・苗蛮・東苗条に「延鬼師於頭人之家、以木板置酒饌、循序而呼鬼之名。盡晝乃已。春獵於山、獲禽鳥必以祭。畏見官長、事有不平但聽鄉老決之」とある。
- (9) 『清史稿』・『清実録』・『大清會典』以外に、上論稿、硃批奏摺などの档案史料、『平苗紀略』などの方略・紀略の中にも、「苗」の「頭人」・「郷老」などに関する記述が見える。
- (10) 「頭人」(寨老)に関する先行研究は、前掲注(6)、(7)以外に、韓俊魁「拉祜西頭人制度：伝統与国家力量影響下の変遷」(『民族研究』、2006年第3期)、廖建新「三岩“帕措”考」(『西北第二民族学院学报』(哲学社会科学版)、2008年第4期)、菊池真純「寨老制の周辺化と今日に残る寨老の存在：中国広西龍脊での調査から」(『国際開発学研究』13(2) 2014年、3号)、高龍「滇西南地区少数民族頭人地位の変遷」(『法制与経済・立項課題』2015年4月)などがあるが、フィールド調査に基づいた現代の研究が多く、文献学の角度からの検討が少ない。また、武内房司氏は「太平天国期の苗族反乱について—貴州東南部苗族地区を中心に—」(『史潮』(12)、1982年)及び「鳴神と鳴官のあいだ—清代貴州苗族林業契約文書に見える苗族の習俗と紛争処理」(『清代貴州苗族林業契約文書匯編(全3巻)』東京大学出版会、2005年、83頁～117頁)において、苗族の伝統社会組織及びそのリーダー層に関して考察した。その見解は示唆に富んでいるが、「苗官制」が実施された時期にあまり言及していない。
- (11) 本論文は、清朝の対「苗」政策という大きな背景の下で、広義的な「苗」に関する史料に出てきた「頭人」・「郷老」を検討対象とするが、主に狭義的な「苗」—苗族の伝統社会組織と対応させながら検討する。
- (12) 『貴州図経新志』(明・弘治)卷五・鎮遠府・風俗「苗俗有事則用行頭媒講。行頭能言語講斷是非者。苗講苗以苗為行頭、民講民以民為行頭。凡行頭講事皆用籌以記之。多至一二百籌、少亦二三十籌。每舉一籌曰某事云云、其人不服則棄之。又舉一籌曰某事云云、其人服則収之。如一二百籌講至數十籌、二三十籌講至數籌、然後往報所為講者、曰某事某事其人不服、所為講者曰是、則令其人依數賠償、或不以為然。則行頭又復如前往講之…凡講殺人謂之筭頭、講偷盜牛馬曰犯瓦。苟以一□為一瓦。皆酌量事情輕重以為等差…大槩苗易生釁、凡事因媒講亦息爭端、此乃御邊之術也」。
- (13) 明・嘉靖年間 田汝成『炎徼紀聞』蛮夷・苗人条にほぼ同じ記載があり、地域を明記せず、「苗」の伝統社会全体に存在する内部リーダーの一種として記述されている。
- (14) 『貴州図経新志』卷七・黎平府・風俗「有所爭不知訟理、惟宰牲聚衆、推年長為衆所服者謂之郷公、以講和。不服即相擊殺。久之欲解復宰牲聚而論之、侏儻終日、負者詞窮則罰財・畜以與勝者、飲酒血為誓」。

- (15) 清・方顯『平苗紀略』「宰款合榔者苗俗也、卽漢人插血盟誓之意。又曰合款、亦曰話話。其會盟處曰款場。其首事曰頭人。頭人中之頭人曰榔頭。悔盟者有罰曰賠榔。皆苗語也。
- (16) 雍正十年六月十五日 方顯奏摺（『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』(22) 715頁～717頁）「若新開苗疆從古化外、不知法律、今雖投誠而漸靡未深、猶踵仇殺故習、每有命案多不報官、或私請寨老人等理講、用牛馬賠償、卽或報官又多於報後彼此仍照苗例講息、將屍掩埋、相率攔檢、不願官驗…若必欲起驗、而原・被等又往往拋棄田地、舉家逃匿、以致懸案難結」。
- (17) 田汝成『炎徼紀聞』蛮夷・苗人条に「苗人は山の中に散在し、集まって村落となり、寨という」とある。
- (18) 乾隆三年十月初五日 鄂爾泰奏摺「新疆苗衆向無酋長、若遽設立土司頭目、恐滋事端、然亦不便聽其散渙、漫無約束。查苗寨內向有所稱頭人、系各本寨內稍明白、能言語、強有力者、衆苗卽呼為頭人。前大兵懲剿之時、所有起事凶惡頭人殲除殆盡。現今存留各寨者尚屬安分之人、但系伊本寨自立之寨頭、併無責成」。(中国第一歴史档案馆・中国人民大学清史研究所・貴州省檔案館合編『清代前期苗民起義檔案史料(上冊)』、光明日報出版社、1987年、259頁)
- (19) 「生苗」と「熟苗」を区分する基準は、漢族・中央政権との関係、土司がいるかどうかなどである。生苗区とは、即ち教化の受けていない「苗」が聚居している地域のことである。
- (20) 『貴州図経新志』卷一に「宣慰安氏親領夷羅民四十八部、謂部長曰頭目」とあるように、ここの頭目は、大きな土司の下に属する小さい土司のことを指している。
- (21) 李廷貴「略論苗族古代社会結構的「三大支柱」—鼓社・議榔・理老」(『貴州民族研究』1981年12月)、李廷貴・酒素「苗族習慣法概論」(『貴州社会科学』1981年第5期)、李廷貴「簡論苗族的社會組織」(『貴州文史叢刊』1999年8月)、徐曉光・吳大華・韋宗林・李廷貴共著『苗族習慣法研究』(華夏文化藝術出版社、2000年)など。また楊志強・張可然「跨「民族」視野下的地域社会与文化—「款」組織所見的地域與民族社会的關係」(『貴州大学学报(社会科学版)』第4期、2011年)では、現在の苗族だけでなく、これらの伝統社会組織はトン族など明清期に「苗」と呼ばれていた西南地域の少数民族社会にも存在していると論じた。
- (22) 三大方言集団は東部(主に湘西、貴州東北部)・中部(貴州の東南部)・西部(四川南部、雲南、貴州中南・西北部)である。
- (23) 楊正文「鼓藏節儀式与苗族社会組織」(『西南民族学院学报(哲学社会科学版)』、2000年第5期)、張曉「苗族傳統社会組織管理中的「絕對權威」与「充分民主」」(『貴州民族学院学报(哲学社会科学版)』、2011年第5期)。
- (24) 余貽澤『中国土司制度』正中書局、中華民國三十三年、38頁。
- (25) 『清聖祖實録』卷一六「貴州一省在萬山之中、苗蠻穴處、言語不通、不知理義…治之之道不得不與中土異。凡有嘯聚劫殺侵犯地方、自當發兵剿除。其餘苗蠻在山箐之中自相讐殺未嘗侵犯地方者、止須照舊例、令該管頭目講明曲直、或願抵命或願賠償牛羊、人口。處置輪服申報存案」。
- (26) 徐曉光「清政府对苗疆的法律調整及其歷史意義」(『清史研究』、2002年第3期)。
- (27) 段汝霖『楚南苗志』卷三・附前偏撫都院趙公撫苗論「生苗並無頭目鈴束、又鎮守地方未經設立文官…本都院既不忍吾民受爾擾害、又不忍爾苗受無教之誅…果能真心向化、永遠歸誠剃髮摘環、開造戶口、遵照往例酌納丁糧。卽便通傳各寨推立頭目、限于半月內齋集該道張參議處」。
- (28) 馬國君・楊庭碩「論康乾時期西南邊政的決策調整—以驅準保藏之戰為轉折點」(何明編『西南邊疆民族研究』第7輯、雲南大学出版社、2010年所収)。
- (29) 清朝の「改土歸流」前の最も大きな二つの生苗区は、現在の湖南省、重慶、貴州の境を接している腊爾山区(紅苗区)と貴州の都勻以東、黔东南苗族トン族自治州の雷公山区(黒苗区)である。この上奏文が言及した鎮守地方は紅苗区である。
- (30) 伍新福「清代湘黔辺「苗防」考略」(『貴州民族研究』、2001年第4期)。
- (31) 『欽定大清律令』卷二五・刑律・賊盜下。
- (32) 前注(5)に同じ。
- (33) 新たに開拓した貴州東南部の六つの地域は八寨庁(丹寨)、丹江庁(雷山)、清江庁(劍河)、古州庁(榕江)、台拱庁(台江)、都江庁(三都)である。
- (34) 清・方顯『平苗紀略』(雍正)六年三月顯親率通事及効用人踰山越嶺、由梁上進、一路宣布皇仁…就撫者凡十六寨…乃令各寨頭人訂期會集、宰款合榔…四月…就撫者凡八寨、合榔如梁上。而北岸之苗悉平。令各寨編立保甲、輸納錢糧。苗曰：唯命。此招撫清江北岸各寨情形也」。
- (35) 前注(18)に同じ、259頁。鄂爾泰奏摺「查內地民間編設保甲、每鄉每里俱有鄉保・牌頭。今苗疆地面雖不能盡如內地設立保甲門牌、應請就各本寨擇其良善守法者、將姓名公拳報官。酌量寨分大小、或每寨一二人、或二三人、僉為寨頭、注册立案、各本寨散苗聽其約束。毋許為非作歹、毋許劫掠讐殺、毋許私造軍器、毋許招納匪人。該寨頭如果能實心稽查、地方無事、該庁員量加獎賞、以示鼓勵、倘有前項等弊、許該寨頭密稟庁員、嚴拿究處、如通同徇隱一並罪責革、另行簽立。庶責成而苗人不敢滋事矣」。
- (36) 『欽定大清律令』卷一九・兵律・軍政に「苗・猓・蠻戶俱不許帶刀出入及私藏違禁等物。違者照民間私有應禁軍器律治罪。該管頭目人等知而不報者杖一百」とある。
- (37) 『清高宗實録』卷二二「苗衆一切自相爭訟之事、俱照苗例完結、不必繩以官法」。
- (38) 前注(26)に同じ。
- (39) 葛劍雄主編『中国移民史・第六卷(曹樹基執筆)』福建人民出版社、1997年、16頁～17頁。松本真澄著 魯忠慧訳『中国民族政策の研究—以清末至1945年「民族論」為中心』民族出版社、2003年、33頁～34頁。
- (40) 伍新福『中国苗族通史』、貴州民族出版社、1999年、89頁。
- (41) 嘉慶元年七月二十六日 和琳奏摺(同前掲書『清代前期苗民起義檔案史料(中冊)』)263頁～264頁。
- (42) 『皇清奏議』続卷一・鄂輝・馮光熊上疏「酌設苗弁以資管束各寨也、查興義安順一帶苗寨甚多、大小不一。今既將土舍亭長把事人等嚴行禁革、未便竟無稽查管束之人、若令漢人充當鄉約保正、恐致日久弊生…狃苗兇頑被戮者固多、投誠効命者亦復不少。其中有奉旨賞給翎頂之人、本係各該寨曉事頭目、向能約束群苗…臣等熟加商議其現經裁革土目・亭長、各寨應請照湖南三廳・貴州銅仁設立苗官之例。酌設苗守備・千總・外委各官分段管理…苗弁卽從得有翎頂之順苗・降苗內秉公遴充。如有不敷、再將

- 従前出力降苗酌量拔補。遇欲遴選不準子弟承襲。総以苗衆悦服或著有勞績之人驗明充補之、該管文武隨時查核。
- (43) 前注(5)に同じ。
- (44) 馬少僑「清代乾隆・嘉慶年間の苗民大起義」(『歴史教学』、1956年6月号)、龍樹英「清代湘西苗疆「苗官制」探析」(『懷化学院学报』、2009年第7期)。
- (45) 李世倫「土司制度基本概念辨析」(『雲南師範大学学报(哲学社会科学版)』、2014年第1期)。
- (46) 嘉慶八年十月十八日 福慶奏摺「再興義府屬花草寨苗外委韋應洪病故前、據興義府查明並無苗衆悦服堪以頂補之人。該寨現有頭人・鄉約足資經理、其原設苗外委聲請裁汰等情由司核明詳咨嗣准部覆亦令奏明辦理。臣伏察興義府各寨苗人現俱向化安靜、花草寨既有頭人・鄉約足資彈壓經理、且又離城不遠、該府亦可就近稽查」(中国第一历史档案馆所藏 档案号 04-01-12-0267-053)。
- (47) 呂養正「清代苗官制对苗族神判權威性合成之影響」(『吉首大学学报(社会科学版)』第2期、2000年)。
- (48) 『永綏府志』卷二六に「苗官年將老邁、皆不惜重金為其子買官、以承其職」とある。
- (49) 王雲五編 国立故宮博物院清代史料叢書『道咸同光四朝奏議』、台湾商務印書館発行、民国五十九年(1970年)。56頁～59頁。
- (50) 武内房司「清末土司システムの解体と民族問題—貴州西南ブイ族地区を中心に」(『歴史学研究』(700)、1997年)。
- (51) 道光三年七月十二日 明山上疏「滇省開化廣南地方、外来民人已有客長稽查並編查保甲…其安平居住苗民散處沿邊著、即分設頭人各將苗民另編戶冊分管束、並令附近鄉約留心查察」(趙雄編『嘉慶道光兩朝上諭檔』、廣西師範大学出版社、1998年、256頁)。
- (52) 前田司「清初期の郷約—とくに黄州府を中心に」(『史観』第90冊、1975年)。
- (53) 佐伯富「清代の郷約・地保について—清代地方行政の一齣」(『東方学』(28)、1964年)。
- (54) 筆者が2015年8月15日に貴州省の恵水県擺雅容村で収集した乾隆二十七年三月の土地の売買に関する碑文の署名に「郷約 楊起貴 母德安 母才 母德普 □協阿 □(原?) (差?) 堆(蛸) 登科 劉東之 周天池 阿□ 阿□阿大 阿横…」とあるように、郷約の中に苗族の名前がある。
- (55) 道光三年十月二十九日 程国仁上疏「下江生苗各寨俱有頭人、向係自行接充、並不報官…令苗衆公舉誠實者、官給腰牌承充…除生苗口角細故仍循舊俗、由各該頭人自理處外、遇有命盜鬪毆及爭執戶婚・田土等事、俱令頭人帶同生苗到官呈訴」(王雲五編 同前書。104頁～106頁)。
- (56) 道光十四年 阮元・裕泰上疏「客戶勾引流民續入苗寨、應嚴行究辦也。查定例苗徭地方不准民人擅入盤剝侵占。立法最為嚴密…豈容復使流民依附續添私增客戶、致苗人生計益窮、應責成地方官督率土弁・郷約・頭人留心稽查並出示曉諭…不准續行當買苗產。並令土弁・頭人等查明」(王雲五編 同前書。333頁～337頁)。
- (57) 「案據烏連・九連・羊条・斬崗四寨頭人引勒用等具稟、代辨土千總王中興拖欠糧石、包夫違悞(誤)、遺累地方、並將伊等上納兵糧私取挪用、又令重征代賠受累不淺、稟請歸府管理等情前來…為此、示仰頭人散戶等遵照：嗣後爾等各寨落歸府管理、不準土弁籍名派累、所有每年夫・糧、務須親身赴轅呈領…其附居寨內苗漢、應納糧石夫役、務須交給頭人一律辦理、毋稍觀望、倘有違悞(誤)、定即驅逐出寨」(貴州省劍河縣地方志纂委員會編『劍河縣志』貴州人民出版社、1994年。1040頁～1041頁)。
- (58) 曾國荃『(光緒)湖南通志』卷八五・武備志八・苗防五「道光二十七年十一月乾州款苗石觀保等煽結永綏鳳凰苗入款滋事。先是乾州廳屬洞上等處苗人以苗官懦不能了事、乃殺性集衆、議立禁約名曰夥款。推強者為款頭、勢與苗官抗」。
- (59) 前注(10)に同じ、〔武内房司2005〕。
- (60) 前注(10)に同じ、〔武内房司1982〕。